

## [事案 2020-69] 年金増額請求

・令和2年11月24日 裁定不調

### <事案の概要>

年金の受取額が契約時に募集人から説明を受けた額より少ないことを不服として、募集人の説明どおりの年金額の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成5年8月に契約した年金保険について、契約時に募集人から、受取年金累計額が払い込んだ保険料を大幅に上回る旨、具体的な金額を手書きした設計書で説明されたが、配当金の変動することについては説明されていないため、募集人の説明どおりの年金額を支払ってほしい。

### <保険会社の主張>

本契約の約款および設計書の記載からして、申立人が求める年金額が確実に支払われるものではないことは明らかであるため、申立人の請求に応じることはできない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、加入時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が設計書記載の金額を断定的に説明したとは認められないものの、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。

- (1) 申立人は、本契約の加入にあたって他社保険を解約しているが、その手続は、募集人が申立人の婚約者と詐称して行ったことが認められる。
- (2) 本契約と同時に加入した終身保険の死亡保険金受取人は、結婚後に申立人の父から妻に変更されているが、妻子のための保障を厚くするのであれば結婚後の加入手続で足りるにもかかわらず、結婚前に加入したことによって、数か月間ではあるが申立人は高い保険料を負担することになった。
- (3) 募集人による設計書の手書き部分は、配当金の変動するものである旨の注意文言の存在を考慮してもなお、申立人が要望した金額を受け取れるとの誤解を与えかねないものであった。